

令和 6 年度保障措置実施に係る連絡会
(国際規制物資の使用等に関する規則等の改正案に関する説明会)

議事録

1. 日時：令和 6 年 5 月 3 1 日（金） 1 0 : 3 1 ~ 1 2 : 0 7

2. 場所：原子力規制庁 13 階会議室 BCD 及びオンライン併用

(対面及び Cisco Webex Meetings によるハイブリット形式でのセミナー開催)

3. 出席者

原子力規制庁長官官房放射線防護企画課保障措置室

寺崎保障措置室長、株木総括補佐、呉屋査察専門職、池亀査察専門職

原子力規制庁長官官房総務課法令審査室

森島総括係長

4. 議事次第

議題

- ・国際規制物資の使用等に関する規則等の改正案について

5. 配布資料

国際規制物資の使用等に関する規則等の改正に関する事業者説明会

議事

○株木総括補佐 それでは、定刻になりましたので、国際規制物資の使用等に関する規則等の改正案に関する説明会を開催いたします。

私は、原子力規制庁保障措置室総括補佐をしております株木と申します。本日の司会を担当します。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、国際規制物資の使用等に関する規則等の改正について、現在、行政手続法に基づく意見公募を行っております。この説明会では、どのような改正が予定されているのか、改正

案の内容を説明するとともに質疑応答を行います。

この機会を通じ、改正内容を御理解いただきますとともに、計量管理などの取組に適切に反映していただきますようお願いいたします。

本日の議事進行について説明します。

初めに、原子力規制庁から、国際規制物資の使用等に関する規則等の改正案について御説明した後に質疑応答を行います。

本日の説明会では、対面及びオンライン併用のハイブリッドのセミナー形式で実施しています。

Webexで参加の方は、チャット機能で質問をお寄せください。説明の途中でであっても入力いただけますが、回答は説明の後にまとめて行います。

Webex参加の方にはお願いです。カメラをオフ設定にしてください。また、音声も司会の指示がない場合、ミュートに設定してください。

それでは、議事に入ります。

「国際規制物資の使用等に関する規則等の改正案について」に関しまして、保障措置室室長の寺崎から説明いたします。それでは、よろしくお願いします。

○寺崎保障措置室長 皆さん、おはようございます。保障措置室の寺崎と申します。

本日はお忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日は、先日、原子力規制委員会で説明させていただきました国際規制物資の使用等に関する規則ですとか、保障措置検査、立入検査の実施要領ですとか、国規則の解釈のところもございます。その中で、特に国規則の改正について、今回、全体にわたって、全改正という形になっておりますので、少し分かりにくい部分があるかと思いましたので、このパブリックコメント中に、一度説明会を開催させていただきまして、意見等をパブコメ中に提出いただければというふうに思っております。

また、実際に今回の改正が行われた場合にどのような手続が追加、もしくは削除されているのか、原子力規制委員会では十分な時間が取れませんでしたので、少しその辺りを、特に義務が追加されている点と義務が削減されている点に焦点を当てまして説明させていただければと思っております。

そういう意味で、今日の説明資料はスライドと、あと、先日の原子力規制委員会で説明させていただきました資料、特に新旧対照になっているものと、あと、様式については変更箇所を赤字にしておりますので、それと今日のスライドとを見比べながら見ていただければ、

理解が深まるのではないかというふうに考えております。

では、早速ですが、スライドに沿って説明させていただきます。

まず、スライドの1ページ目ですけれども、今日の全体の説明でございます。特に義務の追加、もしくは削除があるところをピックアップしてございます。

まず最初に、非原子力利用国際規制物資輸出入者、二つ目に、管理されたアクセスに関する情報の変更手続、三つ目に、受払計画・第三国移転等の報告、それと、4でその他の規定（義務）の追加、5でその他の規定（義務）の削除、6で様式の変更としてございます。

オンラインで参加の方、画面、スライドが今、映っていないですか。

ちょっと時間の関係もありますので、オンラインのほうでは、今日の資料を共有させていただいていますので、ページ番号をお伝えしながら、説明させていただければと思います。

引き続きまして、2ページ目、非原子力利用国際規制物資輸出入者という項目でございます。

3ページ目に入りまして、今回、非原子力利用国際規制物資輸出入者というのを定義しております。委員会でも少し説明させていただきましたが、非原子力利用で国際規制物資を輸出入する者につきましては、IAEAからの要請に基づきまして、新たな義務が必要になっております。国際約束に基づく義務を国内規制に反映する必要がございます。

ですので、非原子力利用国際規制物資の使用者の中から輸出入を行う者については、今回、非原子力利用国際規制物資輸出入者というような形で、一つのカテゴリーをつくっております。

その定義が第1条第14号に規定されております。「非原子力利用国際規制物資輸出入者」とは、非原子力利用国際規制物資使用者であって、核燃料物質の輸出入又は輸入を行おうとする者をいうということでございます。

ですので、非原子力利用国際規制物資、いわゆるKLOFというふうに我々は言ったりしますが、もしくは少量国規というような言い方をしますが、少量国規の使用者、KLOFの方々に、自ら輸出入を行うとする者につきましては、今後、このカテゴリーの規制の対象になるというふうに理解していただければというふうに思っております。

改正のポイントでございますが、今回、全体を通して、この非原子力利用国際規制物資輸出入者のどのような義務が追加されるかという点に関しましては、基本的には、原子力利用国際規制物資使用者というカテゴリーの人と同様の義務になります。なぜ同様の義務かと申し上げますと、これは、国際約束では同様のカテゴリーに属しているからということにな

ります。

原子力利用国際規制物資使用者とは、いわゆる少量国規の人たちの中で、原子力活動、原子力利用の目的のために行っている活動を主に行っている、そういう活動を行っている人たちについては、既に少量国規事業者の中でも、原子力利用国際規制物資使用者というカテゴリーに位置づけられておりまして、通常のKLOF、少量国規の使用者とは別の規制義務がかかってございます。そこと国際約束に基づきまして、同じ義務を課すということでございます。

では、義務とは具体的に何かというのが右下でございます。今回の対象者というのは記録、計量管理規定、報告の義務が拡充されております。今日、この後、説明するものです。また、新たに保障措置検査の対象というふうになってございます。

引き続きまして、4ページ目でございます。今申し上げました四つの義務のうちの一つ目の義務、記録の義務の追加事項でございます。

もともと新しい国規則の案では、第12条で記録の規定がございます。この中で、今申し上げた非原子力利用国際規制物資輸出入者という人たちが入っているカテゴリーがございます。改正のポイントの下に書いておりますが、これは第一欄だけ新旧ですとか、改正案のほうからピックアップしていますが、区分の中で、原子力利用国際規制物資使用者及び非原子力利用国際規制物資輸出入者という区分が第一欄にございます。ですので、先ほど申し上げましたように、原子力利用国際規制物資使用者と同様の規制を適用するということは、ここの区分を見ていただくと分かるという形になります。

具体的にはどういう記録の義務がかかるかというのが5ページ目でございます。今申し上げた区分が左側でございまして、右側でございます。特に薄い緑色をつけているところが、厳密には完全に一対一というわけではありませんが、今回新たに追加される記録の義務でございます。

背景としては、今までの少量国規、いわゆるKLOF、非原子力利用少量国規事業者の人たちとの義務の違いというのは、国際約束に基づきますと、大きな違いとして、在庫の変動の報告を毎月行う。変動があった場合は毎月行わないといけないという点。また、年に1回在庫を確定しないといけないという、この二つの義務、この二つの報告が今までと違って課せられますので、その部分を報告できるようにちゃんと記録するというのが、この緑色の部分に関連したものでございます。

例えば第2号のところでは、在庫変動の都度、事故損失の原因及び当該事故損失に係る在

庫変動の量等の確認のためにとった措置の内容。これはコンサイスノートというところで具体的に補足説明みたいな形でIAEAに行う必要がある場合の記録をしっかりと取るということとでございます。

あとは、リバッチング、バッチの管理が適切な場合、リバッチングとか、もしくは適切な場合だけではなくて、例えば実験で使って、形状が変わるとか、そういう場合はリバッチングという処理がございますが、このようなものも記録をしっかりと取っていく。

第6号につきましては、実在庫及び実在庫量の確認のためにとった手続に関する事項ですので、先ほど申し上げました、年に1回在庫を確定する必要が発生しますので、そのための記録を取るというものでございます。

6ページ目でございます。6ページ目でも、例えば第7号で、核燃料物質の種類別の在庫差ですとか、校正記録、試料の採取及び分析の記録等がございます。こちらも全て在庫変動ですとか、在庫の確定に必要な情報になってまいりますので、しっかりと取っていただければというふうに考えてございます。

続きまして、7ページ目でございます。二つ目の義務の拡充でございます。計量管理規定でございます。今回、新しい改正案では、第14条で計量管理規定について定めております。

この中で、非原子力利用国際規制物資輸出入者の対象は、どこにカテゴライズされているかといいますと、これがちょっと分かりにくいんですけども、右下の改正のポイントというところがございます、核燃料物質の使用を行う場合の人たちでございます、括弧のところがポイントなんですけれども、非原子力利用国際規制物資輸出入者以外の非原子力利用国際規制物資使用者が核燃料物質の使用を行う場合を除くというふうに書いてございます。

もともと今回の新しいカテゴリーができる前は、輸出入をしない人たち、つまり非原子力利用国際規制物資使用者に位置づけられていました。このいわゆるKLOF、非原子力利用国際規制物資使用者の人たちは、別途計量管理規定を、いわゆる非常に簡略化されたというか、義務が一定程度免除されていますので、一定程度の免除を踏まえた計量管理規定の要求が国規則に書かれておりましたが、今回、非原子力利用国際規制物資輸出入者につきましては、先ほど申し上げましたとおり、原子力利用国際規制物資使用者と同じ義務、国際約束上の義務がかかります。

ですので、その人たちは同じ、今までのカテゴリーから外して、核燃料物質の使用を行う場合に必要な計量管理規定を定めていただくということになりますので、今まで除かれていたものから除いたという形になりまして、この第一欄に書かれている区分に今回入って

くるという形になります。

では、具体的にどのような計量管理規定が追加されるかというのが8ページ目でございます。8ページ目でございますが、特にオレンジ色のところが追加しております。

先ほども申し上げましたとおり、在庫変動についてはあとから出てきますが、毎月報告する義務が発生するのと、在庫を確定する必要があるでございますので、それらに関する計量管理規定を定めていただくことになります。条文3号、4号、5号、8号につきましては、それらに関連した情報でございます。

9ページ目を御覧いただきますでしょうか。こちらと同じでして、オレンジ色を書いたところが追加でございます。二国間協定に基づきまして、供給当事国のフラッグがついたという言い方をしますが、二国間協定の対象の核物質がある場合も、それぞれその在庫の変動ですとか、例えば混合した場合、これはほぼないと思うんですけども、混合した場合などに関しては、その記録をちゃんと取ることなども規定されてございます。これは二国間協定上の国際規制対象となっている国際規制物資がある場合の規定も定めるということになります。

次に、10ページ目でございます。一応Q&Aという形でまとめてありますが、もともと原子力利用国際規制物資使用者と同じような義務というふうに申し上げましたが、計量管理規定のひな形というものを今準備しております。同じような、いわゆるJLOFの方々と同じようなひな形になりますが、準備でき次第、規制庁のホームページにアップする予定でございます。

また、今回の改正に伴って輸出入を行いたいという方が、今の非原子力利用国際規制物資使用者から輸出入者に変更したいという場合につきましては、①、②、③にあります三つの報告申請書を出す必要があるということでございます。計量管理規定の変更認可申請書、これは炉規法第61条の8の第1項でございます。それと、国際規制物資使用変更届、そして、輸出入実施計画報告書でございます。

いずれにいたしましても、こういうケースがある場合は、私どものほうに御相談いただければ、丁寧に説明させていただいて対応させていただきますので、よろしくお願いいたします。

11ページ目でございますが、輸出入に伴う区分変更時にMBAの変更は必要ですかと。これは必要になります。先ほどK、Jというふうに言っておりますが、いわゆるKという符号のついたLOFから、Jという符号のついた国際的に管理されるMBAに変わりますので、MBAを変更い

たします。

また、最後の質問のところで、輸出入が完了したら、元の非原子力利用国際規制物資使用者に戻れますかと。これは可能です。戻れます。ただ、この場合につきましては、国際約束を担保する必要があるので、IAEAと調整しながらという部分が発生しますので、個別に御相談いただきながら、カテゴリーチェンジをしていくという形になりますので、これは今後の話になるかと思います。

引き続きまして、12ページ目でございます。三つ目の義務でございます。保障措置検査でございます。新しい規則の改正案では、第15条に規定されております。

15条の保障措置検査の対象者に、今回、非原子力利用国際規制物資輸出入者というカテゴリーを加えてございます。もともと検査の対象者の書き方も、今回できるだけ見やすいように、分かりやすいように列挙する形に書き換えておりますけれども、そのところに非原子力利用国際規制物資輸出入者というふうに加えてございます。

こちらは改正のポイントでございますが、先ほど申し上げました、記録をして、後で出てきますが、報告の義務がございます。御案内のとおり、保障措置というのは報告に基づいて、正しい報告がなされているか、申告どおりに活動が行われているかということを査察等をもって確認するのが保障措置活動になりますので、報告をすることによって、当然査察を受けるという義務が発生します。いわゆる、協定上は通常査察と呼んでおりますが、通常査察の対象になりますので、今回、その義務を国規則に規定したということでございます。

13ページ目でございますが、IAEAの通常の査察はどれぐらいの頻度で入るかですけれども、特に問題がなければ数年に一度、ちょっと幅がありますが、毎年、何回も入るとかという世界ではありませんで、何年かに1回ということでございます。問題がなければなので、また問題が深刻に矛盾が発生したりとかしている場合は、当然そのフォローアップという形で頻度が高くなる可能性はありますが、通常問題がなければ数年に1回ということになります。

また、今回の改正に伴いまして、いわゆるJLOFになります。原子力規制委員会が実施する単独の保障措置検査の対象になるかという点に関しましては、この単独保障措置検査が計量管理の改善のために行い、適切な計量管理を行い、IAEAに報告するということが目的の一つでございますので、対象にして、計量管理改善に資するような取組の一つとしてやっていきたいというふうに考えてございます。

引き続きまして、14ページ目でございます。報告義務の追加について、今回整理をしてお

ります。追加及びもともとあったものもございますけれども、今回はそれを問わず、全て非原子力利用国際規制物資輸出入者の報告義務について列挙しております。

特に気をつけていただきたいのが第3項でございます。先ほど来申し上げておりますとおり、在庫変動につきましては、在庫変動が起きたら、毎月報告する必要があるございます。

第3項でございますが、最後の下のほうでございますが、在庫変動が生じた日、受払間差異を確認した日、またはリバッチングを行った日の属する月の末日から15日以内に原子力規制委員会に提出しなければならないというふうになってございます。

もともと非原子力利用国際規制物資使用者に関しましては、半年に1回の在庫の報告義務しかありませんでしたけれども、在庫が変動した場合は、今後、毎月月末から15日以内に提出することになりますので、御注意いただければと思います。

同様な毎月の報告に関しましては、第4項もございます。第4項、第5項も関連してございます。

引き続きまして、15ページ目でございます。15ページ目も同じような内容でして、二国間協定の義務などもこちらに落とし込んでございます。

例えば第11項ですと、供給当事国ごとの実在庫に関してでございます。この報告書につきましても、これは年に1回でございますが、実在庫量の確認を終了した日から1か月以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。

第10項、すみません。一つ上ですけれども、こちらは日・IAEA保障措置協定における義務でございますね。実在庫量の確認を行ったときはというのが第10項で、第11項は、同じように実在庫量に関してですが、二国間協定に基づく義務がございますので、それぞれ日・IAEA保障措置協定における義務、二国間協定における義務をそれぞれ規定してございます。

15項でございますが、今回新しく加えて、後でも出てきますが、オーストラリアを供給当事国とする核燃料物質をオーストラリア以外の外国に輸出しようとするときは、こちらも事前に半年の期間の計画について、1か月前までに提出するという新たな義務が加わっております。後でもう少し補足させていただきます。

16ページ目でございます。16ページ目につきましても、今回改正されていまして、後でもちょっと出てきますが、16項目ですと、これは非原子力利用国際規制物資輸出入者に限らないんですが、ちょっと提出の期限が変わっていまして、例えば16項で、輸出を行おうとする場合と、17項の輸入をする場合に書き分けました。なぜ書き分けたかと申し上げますと、提出の義務、期日が異なるからです。

例えば輸出の場合は、核燃料物質を積載しようとする日の1か月前までにというふうに、新たな積載というワードになっていますので、御注意いただければというふうに思います。

また、輸入しようとする場合は、輸入しようとする日の2週間前までにというふうに義務、提出の期日が少し書き方が変わっています。これは、日・IAEA保障措置協定に基づいて、それを適切に実施義務、国内における、整理して、まとめて政府として提出する、その処理期間も含めて、このような書きぶりにしておりますので、御注意いただければと思います。

あとは、17ページ目です、第20ですとか、21ですとか、この辺りはもともとあるものですので、御確認いただければというふうに思います。

18ページ目でございます。18ページ目につきましても、サイトの申告が今後必要になってきますので、第29項でサイト報告書の提出義務が規定されております。

30項で、今回変更した、管理されたアクセスの変更に対する報告書も出てまいります。こちらについてはまた後で説明します。

核物質を扱っている場合は、サイトを定義して、そのサイトに関して、IAEAが補完的なアクセス、いわゆるCAと呼んでいるものですけれども、それに入る可能性がありますので、サイトの情報を提出する必要が今後出てきますので、29項はその義務が規定されているということになります。

19ページ目以降が、今申し上げましたサイト報告書の中で、特に管理されたアクセスに関する情報の変更の手続でございます。

20ページ目でございます。前項各号、報告の徴収の中で管理されたアクセスの変更の報告でございます。先ほど、非原子力利用国際規制物資輸出入者の報告義務の中で、サイト報告書というふうなお話をさせていただきました。そのサイト報告書、今回、改正案では様式23となっておりますが、基本的な枠組みは変わっておりません。

その報告書の中では、管理されたアクセス、マネージドアクセスというふうに協定では書いてありますが、管理されたアクセスを実施する場合というのは、その旨をその報告書の中で書いていただいて、それをIAEAに日本国政府を通じて提出してございます。

日・IAEA保障措置協定の補助取極におきましては、管理されたアクセスによる可能性がある場所に変更が生じる場合というのは、毎年行っているアニュアルアップデート、年次申告以外のいつのタイミングでも提出をしていいということが補助取極上決まっております。

一方で、その規定が国内の国規則には規定されておりました。ですので、事業者の義務として、これを今回新たに規定するという整理を行いました。

少し先に説明しますと、具体的に条文ですけれども、その変更を行うことを決定した後、速やかにというふうに書かれております。その変更の内容を原子力規制委員会に報告しなければならないというふうになってございます。

管理されたアクセスとはそもそも何かというところは、21ページ目でございます。これは、追加議定書の第7条に規定されている文章で、補完的なアクセスを実施する場合において、このような規定がされてまして、「日本国政府及び機関は」と、機関はというのはIAEAのことでございます。「日本国政府が要請する場合には」という条件がつけられております。「日本国政府が要請する場合には、核不拡散上機微な情報の普及を防止し、安全上若しくは防護上の要件を満たし又は財産的価値を有する情報若しくは商業上機微な情報を保護するため、この議定書の下で実施する管理されたアクセスについての取決めを作成する。」というふうになってございます。

既に管理されたアクセスをやっている方々もたくさんいらっしゃると思います。様々な安全情報、どうしてももう入れないですとか、工事をやるので入れないですとか、あとは、商業上機微なものを扱っているので、ブルーシートで隠してやるみたいな補完的なアクセスも今実施されております。

そのような活動については、事前に日本国政府が要請しておけば、IAEAは最大限それを考慮して、彼らは補完的なアクセスを実施し、補完的なアクセスの目的を達成しようとする義務があります。

ですので、アクセスをできないということではなくて、マネージされたアクセスになりますので、いわゆる別の代替手段等を通じながら、IAEAは目的を達成しようとしします。未申告の活動がない、申告どおりの活動が行われている等の目的を達成するための補完的なアクセスを実施する形になります。これが管理されたアクセスでございます。

22ページ目に、今回変更を行うということですがけれども、まず、この項につきましては、第30項につきましては、様式が定められておりません。こちらに関しましては、特に様式は決まっておりませんので、どのような形で連絡、報告をいただいても構いません。まず、電話で御教示いただく形でも構いません。

最終的に、原子力規制委員会におきましては、IAEAとの補助取極Code18.2というのがございまして、こちらに記載する様式に変更して、IAEAへ提出を行いますので、こちらはホームページに掲載しますので、例えばそれに日本語、もしくは英語で書いていただければ、速やかにIAEAに適切なタイミングで、私どもとしても提出が可能ということになりますので、報

告の方法の一つとして御検討いただければと思います。ですが、次にありますタイミングとの関係もありますので、必ずその様式に従っていただく必要はありません。

どのタイミングで原子力規制委員会に提出すべきかという点に関しましては、例えば管理されたアクセスが必要な工事の計画が決まったタイミングなど、変更を行うことを決定した後、速やかに提出をいただければと思います。

これはなぜかと申し上げますと、原子力規制委員会でも少しお話しさせていただきましたが、IAEAは補完的なアクセスを実施し、先ほど申し上げました未申告の活動や情報の整合について確認をしにアクセスに入ります。

ですが、仮にその工事などで、その目的が達成できないということが事前に分かっているならば、あえてその工事期間にIAEAはアクセスをするようなことは原則しません。そのタイミングでアクセスをしても、彼らは補完的なアクセスの目的を達成することができませんので、事前にその情報があれば、彼らはその期間は補完的なアクセスをやらないように計画を立てるというふうに私どもとしては思っております。ほぼIAEAもそのようなことを言っておりますので、信じていただければと思うんですけども、だとすると、これはどのタイミングで事業者が我々に報告をしていただくかですけれども、当然早ければ早いほうが、事業者にとって有益であるというふうに考えております。

無駄にIAEAが計画を変更できないタイミングで通知しても、結局アクセスに入って、彼らは目的が達成できないと、技術的基準に基づいて、平和利用にとどまっているという結論が導き出せないですので、それは、もう技術的にはもう一回同等の手段、もしくは別の手段で、IAEAとしては確認していくしか方法がございませんので、そうすると、事業者にとっても負担になりますし、IAEAにとっても特にメリットがないということになりますので、どういう形か、できるだけ早く我々としては、Code18.2に基づく報告を出したほうが国益にかなうというふうに考えております。

ですので、まずは、そういう動きがあって、マネージドアクセスになりそうだということであれば、まず、私どものほうに御相談いただければ、じゃあ、このタイミングで出しましょうですかという形で、いわゆる戦略的にIAEAに対して通知のタイミングを判断できますので、ぜひ早めに御相談していただくと、事業者の利益にかなうということになりますので、御考慮いただければというふうに思います。

Advance Informationを活用することは可能ですかということで、事業者の中にAdvance Informationという形で操業状況を共有いただいている施設がございます。同じようにIAEA

にこれも情報提供されていますので、このようなものを添付するなどして、管理されたアクセスを報告することも可能でございます。

以上のような趣旨でございますので、速やかにというのと、様式も決まっておりますので、その趣旨に鑑みて御提出、御連絡をいただければというふうに思います。

23ページ目ですが、これももう今申し上げましたとおりで、工事の計画はあるが、確定していない場合でも、どのタイミングで、早ければ早いほうが基本的にはメリットにかなうと思います。ただ、タイミングとかについては、総合的に判断して、タイミングを決めていきたいと思っていますので、御相談をいただければというふうに思います。

24ページ目ですが、管理されたアクセスの指定の様式でございます。先ほどのCode18.2でございます。これは、非法定様式ですので、これに従う必要はありませんが、ホームページに掲載いたします。こちらを活用していただくと簡単に報告はできますので、報告様式の一つとして御検討いただければというふうに思います。

次に、25ページ目でございます。受払計画・第三国移転等の報告でございます。

ここの第48条の第13項でございます。こちらに関しましては、今まで別々の項にあった義務を一つにまとめてございます。操業の計画、核燃料物質の受払に関する計画及び実在庫量の確認の実施に関する計画につきましては、今まで操業計画と受払計画については別々の項で規定しておりましたが、これを13項にまとめてございます。

なぜこうしたかといいますと、まず、これ自体が、日・IAEA保障措置協定に基づく義務をここに集約させてございます。今までは、後で出てきますが、受払計画の中には、二国間協定の義務を担保している部分がございました。ただ、その二国間協定と日・IAEA保障措置協定の両方の義務を一つの条文で担保することによって、いわゆる使用者に関しましては、かなり幅広に情報を出してもらっていたという経緯がございます。

今回、日・IAEA保障措置協定の義務のみに集約することによりまして、左側の対象者でございますが、特に使用者に関しましては、実効値の合計が1以上のプルトニウム、ウラン、トリウムを通常扱う者に限っておりますので、通常のJLOFの人たちにつきましては、これをもって提出の義務がなくなっております。ですので、使用者の大半の方々というのは、提出の義務が今回の操業計画、受払計画につきましてはなくなっておりますので、御注意いただければというふうに思っております。

また、日・IAEA保障措置協定の提出義務の手続を担保するために、提出期限につきましては、1か月前までというふうに期限を定めておりますので、御注意いただければというふう

に思います。様式につきましても、この後説明させていただきます。

27ページ目でございますが、計画が変更された場合は、再提出の必要ありますかということで、これはありません。

もともと核燃料物質の受払計画につきましては、変更があった場合は提出することになっていましたが、あれは二国間協定に基づく義務を担保するために、そのような規定がございましたが、今回、日・IAEA保障措置協定の義務を担保する形に限定をかけていますので、再提出の必要はありません。当該期間が始まったらですね。ただ、当該期間が入るまでに、あまりないとは思いますが、当該期間に入る前に、やっぱり修正が実はありましたみたいなことが急遽判明した場合は、それは、IAEAへの提出が間に合う可能性がありますので、判明した場合、直ちに御相談いただければというふうに思います。

28ページ目でございます。今回、少し様式に関しましては、赤で書いたところが修正箇所でございます。後でも出てきますが、計量管理責任者の氏名と報告書の作成者の氏名を両方併記するような形、また、電子メールアドレスにつきましても、今回新たに全ての様式で記載、ほぼ全ての様式で記載していただく形になってございます。

これは、連絡し、国として情報の質を確認して、提出する義務がございますので、そのときの連絡をよりしやすくするためでございます。特に少量国規、非原子力利用国際規制物資使用者に関しまして、このような様式変更をして、メールアドレス等を入れていただく形になっています。

計量管理責任者と報告書の作成者の氏名を書きいただくのは、例えば在庫変動報告とかですと、署名をする欄があります。IAEAの様式に従って、国規則でも署名する欄がありまして、原則このどちらかの方の署名になりますので、誰が担保しているかということが分かるように、今回、2人の氏名を書きいただくという形に変更してございます。

一方で、操業計画のところの様式ですけれども、基本的には今までのを踏襲しております。特にこちらに関しては、大体半年後の、半年までの計画になりますので、大体の日いちで大丈夫な、大体の期日で大丈夫というふうになってございます。

具体的には、先に31ページを見ていただくと、Q&Aのところちょっと書いておりますが、報告番号の欄などが、二つ目です。操業計画は日時まで正確に表現しないといけませんかと。その必要はありません。おおよそのスケジュールを提出していただければ大丈夫ですという形になってございます。

それで、少し戻っていただきまして、29ページ目でございます。29ページ目で、操業計画

と受払計画の、特に受払いに関係してくる部分が、その2というふうに規定されていて、見たことがあるような様式ではございますが、結構グレーで黒塗りされているところがございまして。ここはシステムの関係で、できるだけ事業者が今持っているシステムを変更しないで済むような形の改正ですが、無駄な報告、必要じゃない情報については、できるだけ排除して、できるだけ真に必要な報告のみに限定しております。

ですので、様式はできるだけ変えずに、本当に必要な情報に絞り込んだというような形でございます。本当に必要な情報と本当に必要じゃない情報って何ですかということで、先ほど申し上げました二国間協定に基づく義務の一部も、もともとはこの様式で担保しておりましたので、例えば供給当事国に関する情報など、二国間協定を担保しなきゃいけない情報については、今回、日・IAEA保障措置協定の義務に限定をかけましたので、要らなくなりましたので、その辺りの記載を消しております。

ただ、システムを事業者によって、それぞれ構築してきたシステムがあるかと思っておりますので、できるだけそこに影響を与えないような形で、今回のような改正をしたというのが趣旨でございます。

30ページ目につきましても、修正箇所は赤字で書いてありますが、基本的に報告内容というのは、削られた部分以外は報告の仕方というのは変わりませんので、御注意いただければ、御留意いただければというふうに思います。

31ページ目でございます。報告書番号の欄などが削除されているが、既に提出した報告書との連続性は維持・管理しなくてもよいかということで、これは、連続性については維持・管理する必要はありません。こちらのほうでしっかり把握していきます。

一番下の質問ですけれども、操業計画は、各月において主たる操業状態を記載することになるが、月をまたぐ場合や、月内の細切れの操業情報はどのように記載すればいいかについて書いてございます。

基本的には、先ほど申し上げましたように、ざっくりとした情報が分かれば、これはIAEAが年間の査察計画を立てるときに使っていますので、1日ずれたとか、そういう情報が必要なものではございません。いつ頃に受払いがあるんだ、いつ頃に実在庫確認があるんだということですか、いつ頃に操業するんだというのがざっくり分かれば、あとは、個別の情報において、彼らは査察計画を立てていきますので、そういう意味では、あまり厳密さを考える必要はないと。ただ、ある程度正確な情報を出していただければという趣旨でございますので、御留意いただければと思います。

引き続きまして、32ページ目でございます。先ほど操業・受払・実在庫確認計画につきましては、日・IAEA保障措置協定を担保するための義務を落とし込んだという話をしましたが、二国間協定の義務で、特に担保しなきゃいけないものが二つありましたので、それは今回、対象者を絞って、そこだけを規定するという整理をしてございます。それがカナダとオーストラリアに関する協定の義務でございます。

第48条の第14項につきましては、日・カナダ協定で規定されている義務を担保するために、国内の規則に落とし込んでいるものでございまして、カナダを供給当事国とする核燃料物質について、再処理を目的として、カナダ以外の外国に輸出しようとするときは、それぞれ半年ごとの期間について、その半年の始まる初日の2か月前までに、原子力規制委員会に報告しなければならないというふうになってございます。

カナダにつきましては、これは第三国移転という言い方をしておりますが、カナダの国籍のついた核燃料物質をほかの国において再処理を行う場合については、事前にカナダに報告する義務がございます。ですので、再処理の目的の場合に、カナダ以外の第三国に輸出しようとするときのこの義務を課しております。2か月前というふうになってございます。

改正のポイントといたしましては、今申し上げました事前通告を担保するため、カナダに関しましては、再処理目的に限定がされております。再処理ですので、プルトニウム等を扱わない国際規制物資使用者、いわゆる少量国規の方々は、この対象からは外れてございます。また、提出期日は、カナダについては少し早くて、2か月となっておりますので御注意いただければと思います。

様式でございますが、33ページ目でございます。33ページ目のその1は先ほど説明した内容とほぼ変わりません。電子メールアドレスを追加しております。

34ページ目も黒塗りのところは、グレーにハイライトしているところは提出する必要がありません。

35ページ目ですけれども、カナダに限定しておりますので、それに合わせた、カナダとオーストラリアもこの同じ様式を使いますので、カナダとオーストラリアに限定した形で、注意書きも修正をしてございます。

1点だけ書き方でちょっと細かい話になるので、また改めて実際に報告する人が出てきた場合は、個別に相談していただければと思いますが、36ページ目でございます。

仮に1回出したこのカナダ国籍の第三国移転の報告を、計画が変更される場合は、少し今までと違う部分が発生しているので御注意いただければと思います。具体的には何かとい

うと、例えばこの報告書の例ですと、エントリーとして①、②、③がございます。

まず最初に、これを当初の計画に基づいて半期報告をします。この中で、①と②の計画が変更になりましたという場合に、どのように計画変更を提出するかということでございますが、次のページをお願いします。

まず、ポイントといたしましては、変更を行う場合は、既に提出したエントリー番号を用いずに新たなエントリー番号を用いてください。つまり、先ほど1、2、3を使いましたので、今回は4、5、6というふうに、例えば変更がある箇所と新規に追加するものがある場合は、いずれにせよ先ほどのエントリー番号は使わない。

先ほどのエントリー番号とのひもづけは、一番右側にございますが、01、02というふうに書いてございます。これは、04のエントリーについては01の変更だ。05のエントリーについては02の変更だということがここでひもづけされて、ここで分かるようになりますので、ここは御留意していただければと思います。

また、修正の場合はRと記載することですとか、注釈を添付する場合はXと記載することなども併せて、これも様式の注意書きに書いてありますが、注意していただければというふうに思います。

引き続きまして、38ページ目でございます。今の国規則では、核燃料物質の実効値の合計が100分の1に達しない使用者も提出する必要がありますかということで、今はないんですけれども、今後はいわゆる少量であっても、カナダとの二国間協定におきましては、量の規定がございませんので、まず、再処理目的で第三国へ移転する場合は、様式13を提出する必要がありますので御注意してください。オーストラリア国籍の核物質の場合も同様でございます。

核燃料物質輸出輸入実施計画報告書様式14の変更報告が必要ですかということですが、様式14の変更報告も必要になります。変更報告をする場合には、修正の対象となる報告書の報告年月日を備考欄に記載していただくことになります。ここは細かい話ですので、また輸出入の提出をするときは御相談いただければというふうに思います。報告番号の欄は今回削除されていますので、書く必要はございません。

引き続きまして、39ページ目でございます。こちらオーストラリアでございまして、先ほどのカナダで、ひと通り説明させていただきましたが、様式については同じですが、違いにつきましては、こちらは再処理という規定がございません。ですので、再処理に限らず、オーストラリアの国籍のものをオーストラリア以外の第三国に輸出しようとする場合は、

様式13の報告書の提出が必要になります。

提出期限は、オーストラリア協定ですと、オーストラリアに提出する期日が少しぎりぎりまで待ってもらえますので、当該期間の初日の1か月前、先ほどは2か月前でしたけれども、1か月前までに提出していただければ大丈夫ですので、よろしくお願いします。あとは一緒です。

こちらは、再処理というものが入っていませんので、再処理に行くかどうかに関りませんので、対象者につきましては、左下ですけれども、いわゆる少量国規の使用者、国際規制物資使用者についても対象者に含まれますので、御注意いただければと思います。

引き続きまして、40ページ目でございます。40ページ目でございますが、新たな義務の追加でございます。新たな義務の追加の基本的なところでございます。

まず、最初に、一つ目の義務の追加ですけれども、工場、または事業所内において行われる廃棄の記録でございます。ちょっとややこしいんですけれども、製錬事業者で例を取りますと、この表にありますように、核原料物質又は核燃料物質の種類別の廃棄の数量又は損失の数量及び理由とあります。

何が変わったんだと。対象者が何でこんなにあるんだと。製錬事業者なのにとありますが、これは42ページ目を御覧ください。

もともとどういうふうに書いてあったかと申し上げますと、核原料物質又は核燃料物質の種類別の廃棄(工場又は事業所内において行われる廃棄を除く)、以下この条及び第四条の二の二第一項の表の下段において同じ。)という記載がありまして、ここが削除されています。

特に最初のポイントとして、「工場又は事業所内において行われる廃棄を除く」というふうになっておりました。ここを削除したということは、どういうことかと申し上げますと、工場又は事業所内において行われる廃棄の記録もちゃんと取ってくださいということになります。

これはなぜかと申しますと、もともとは保管廃棄という概念と関連しているかと思いますが、保管廃棄については、一定程度IAEAの報告義務がなくなっております。それに付随した形でこの規定がありましたけれども、そもそも国内制度上はしっかり事業者が記録を取る必要はあるかと思うので、今回その除く規定を排除しまして、IAEAの報告の有無にかかわらず、少なくとも記録はしっかり取ってくださいと。国内保障措置体制、国内保障措置制度上は、そこをしっかりと確認していく必要がございます。適切な計量及び管理の観点

から、確認していく必要がございますので記録は取ってくださいという趣旨でございます。

以下この条において同じというふうに書いておりますところが、今回説明は省略しますが、先ほど申し上げました廃棄の記録が求められている全ての事業者が対象になりますので、今回、対象の事業者を列記させていただいているという形でございます。

続きまして、43ページ目でございます。使用済燃料貯蔵事業者の設備の記録でございます。これは、使用済燃料貯蔵事業者のみになります。

改正の趣旨としては、新たな保障措置規制の適合、報告徴収との整合になっていますが、どういうことかといいますと、今までと何が違うのかということになります。今までの記載ぶりと、次の44ページを見ていただければと思います。

44ページはもともとの記載ですね、これはちょっと第12条と少し書き分ければよかったですけれども、第12条で、現行の規則では、第12条でこのような書き方がしてございます。

これを先ほどの改正案と比べていただくと分かるんですけれども、45ページ目でございます。ちょっと待ってください。

すみません、1点訂正させていただければと思うんですけれども、43ページ目につきましては、これは、使用済燃料を貯蔵事業者の設備の記録になっています。すみません。ちょっとごちゃごちゃになったので、もう一回説明させてください。

まず、43ページ目に関しましては、設備の記録の追加になります。ですので、使用済燃料貯蔵事業者につきましては、設備を管理する、国際規制物資としての設備を使用することが国規則上できます。その場合の記録の義務が今までありませんでした。

一方で、報告の義務はございました。報告するためには当然記録が必要ですので、今回、使用済燃料貯蔵事業者の設備の記録について新たに規定を設けたということでございます。当然報告をする上では記録は必要ですので、もともと既にその前提にはなっていましたが、そこをちゃんと国規則上、担保したというような条文でございます。

44ページ目は、また別の規定義務の追加でございます。これは、先ほどは使用済燃料貯蔵事業者でございましたが、44ページ目につきましては、国際規制物資使用者の核原料物質・減速材の記録の追加でございます。

これが、今表になっているのが改正案でございますが、何が変わったのかと言いますと、45ページ目でございます。

今までの書きぶりは、設備というふうにしただけ書いてありませんでした。これが「国際規制物資(核燃料物質を除く。以下この項において同じ。)」という書き方に変わっています。ど

うということかと申し上げますと、国際規制物資使用者というのは、国際規制物資として、大きく四つのものを使用することができます。

一つは、核燃料物質、二つ目に設備、三つ目に減速材、四つ目が核原料物質、核燃料、設備、減速材でございます。

核燃料物質については、もともと規定が別途されております。設備についても現行ではここに書かれておりますように規定がされております。

一方で、核原料物質と減速材につきましては、報告の義務がありますし、もちろん使用も可能なんです、記録の義務が規定されておりました。当然報告をするので、先ほどと同じように、当然記録はされているかと思いますが、それをしっかり国規則に今回明示するという改正を行っております。

ですので、核燃料物質を除くというふうに書いてある国際規制物資(核燃料物質を除く)となっておりますので、今回、核原料物質と減速材が新たに追加されていると、この条文でというふうな理解になります。

次に、46ページ目でございます。こちらと同じでございます。先ほどの人たちの区分が、原子力利用国際規制物資使用者と非原子力利用国際規制物資輸出入者でしたが、今回の対象者は、それ以外の、いわゆるKL0Fの人たち、非原子力利用国際規制物資使用者が対象者になります。

変更の趣旨としては同じでして、それは現行と改正案を比べていただくと分かりますので、47ページ目です、「国際規制物資(核原料物質を除く。)」と書いてありましたが、その除く必要がありませんので、これを除かないことによって、核原料物質も対象になります。こちらはちょっと先ほどと改正の仕方が違いますが、趣旨としては同じでして、使用が行える国際規制物資全てについて、しっかり記録を取ってくださいという趣旨でございます。ちょっと改正の仕方がテクニカルですけれども、趣旨としてはそういう趣旨になります。

48ページ目でございます。先ほども非原子力利用国際規制物資輸出入者のところが出てきましたが、対象になっている全ての事業者に関係してきますので、ここでもう一度記載しております。

先ほどの輸出または輸入を行う場合に、事前にIAEAに通知をしなきゃいけない。IAEAが査察に入るかどうかを判断するために必要な情報として、IAEAが扱っているものを国内規制上担保している条文でございますが、こちらについては、日・IAEA保障措置協定における義

務を適切に反映する形で、締切りの期日につきましては、輸出と輸入で異なることから、条文を二つに分けて書き分けております。

輸出につきましては、先ほど申し上げましたとおり、核燃料物質を積載しようとする日の1か月前なので御注意ください。輸出をしようとするときではなくて、IAEAが封印をつけたりする判断をし、封印をつけていかないといけないケースがありますので、それに間に合うように、積載しようとする日の1か月前までに提出の義務がかかりますので、よろしくお願いします。

輸入しようとする場合は、輸入しようとする日の2週間前までで大丈夫ですが、期日は守っていただければというふうに思っております。

その他の義務の削除でございます。

50ページ目でございます。まず、ここはもう簡単にですが、添付書類につきましては、国際規制物資の使用の許可を得る場合に、添付書類として医師の診断書ですとか、疎明書類みたいなものを提出を求めていましたが、これは削除してございます。

同様に、第10条で変更の届出、国際規制物資の使用に係る変更の届出で、添付書類として、核原料物質ですとか、書面がございましたが、これも削除しております。

第11条で提出部数の規定につきましても、2部というのがありましたけれども、今後はもう1部というふうに整理してございます。

また、51ページ目でございます。報告につきましても、先ほど追加のところを規定されていましたが、ここに列挙されている報告義務につきましては全て削除しておりますので、報告義務がかからないという形になります。

そもそも規制業務において頻度は高くありませんでしたので、締切りの期限を変更することによって、速やかに提出する義務が発生、意味を持たなくなったようなものもございしますので、そのようなものを削除しているということでございます。

最後に、様式の変更でございます。52ページでございます。先ほど申し上げましたとおり、53ページ目で、様式につきましては、特にIAEAの様式に基づいてサインが必要な場合は、誰のサインかが分かるように、計量管理責任者と報告書の作成者の氏名を記載していただく形になります。

また、様式、提出した情報の確認のために、メールアドレスのやり取りもさせていただく形になりますので、電子メールアドレスについても記載していただくように変更してございます。

最後、Q&Aですけれども、55ページでございます。施行は令和6年10月1日を予定してございます。

条ずれに伴いまして、計量管理規定はすぐに変更しなければいけないかという点でございますが、その条ずれのためだけに変更申請をする必要はございませんので、何かのタイミングに合わせて行っていただければと思います。ただ、ちょっとあまりにも長く、数年たつてもという場合は、状況を見ながら、またそこは御判断させていただければというふうに思っています。

管理報告書、これは少量国規です。新様式で提出する初回の期日はいつかということでございますが、こちらにつきましては10月1日施行になりますので、令和7年1月の報告書の提出が新たな様式で提出する最初の報告になりますので、御注意いただければと思います。

56ページ目ですが、今現在、最初に申し上げましたとおり、パブリックコメントを実施しておりますので、実施期間としては6月14日までです。意見等がある場合は、御提出いただければというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

私からは以上になります。

○株木総括補佐 寺崎室長、御説明ありがとうございました。

それでは、質疑応答に入りたいと思います。

今の説明につきまして、何か御質問のある方、まずは、会場の方から御質問がある方は、挙手をお願いします。

それでは、まず、御所属とお名前の後に質問をお願いいたします。

○質問者A 日本原燃加工施設濃縮工場の神子澤と申します。

本日は御説明をありがとうございました。2点ほど確認させていただきたいことがございます。

一つ目ですけれども、スライドの5ページで記録の表がございます。この中の6項目です、実在庫のところなんですけれども、「実在庫の確認のためにとった手続」という文言が従前の法令から追加されていると思うんですが、こちらの追加した意図だとか、あと、具体的にどのようなことを、この手続というところで、どのようなことを記載すればよいのかというのが一つになります。まずは、一つ目の質問でございます。

○寺崎保障措置室長 分かりました。まず、私から説明して、場合によっては、うちの担当から補足させていただきますが、まず、こちらについては、実は全ての事業者のところ書かれています。実はこれは厳密に言うと追加ではございません。別の項に書かれていたも

のをここに落とし込んでおりますので、今までもこのような記録を取っていただくという形になります。

これはIAEAが査察に入ったときに、もう御案内のとおり、測定方法とか、その辺りにも関連してきますので、正しかったかどうかとかの確認が必要になる場合に備えて、こういう記録は今までも取っていただく形になっておりましたので、それを見やすいように、記録の義務はこの表に書かれている義務と別の項で書かれているのとばらばらになっていましたので、それを表に全部まとめる作業を今回、見やすいように、分かりやすいように行ったということでございます。

ただ、一方で、ここを今回説明させていただいたのは、非原子力利用国際規制物資輸出入者の義務でございますので、そういう意味では、非原子力利用国際規制物資輸出入者にとっては新たな義務になります。

ただ、ほかの事業者で同様の記載があった場合は、これは新たな義務ではなくて、あくまでも条を移して、分かりやすく記載したというふうな整理でございます。

○質問者A 分かりました。ありがとうございます。我々にとっては、従前からやっていることと変わりなくというところで理解いたしました。

もう一点なんですが、スライドの41ページで、廃棄の数量の記録をつけてくださいということで、こちらは我々であれば、加工事業者も含まれると。その目的として、保管廃棄の記録を適切につけてくださいということでした。

これは、記録すべき場合というのが月1回となっておりますが、これは例えば、その月に保管廃棄がなかった場合は、ないという記録を残すという理解でよろしいでしょうか。

○呉屋査察専門職 保障措置室、呉屋でございます。

御理解のとおり、月1回ということでございますので、A報告のような形で、なければ、ないということを記録いただければと思います。（※正しくは現行の運用を変更するものではなく、対象となる在庫変動が存在していなければ、記録しなくても良い）

○質問者A 分かりました。ありがとうございます。

以上になります。

○株木総括補佐 ありがとうございます。

続きまして、お願いします。

○質問者B 東京工業大学の林崎です。

ページでいきますと16ページになるんですが、報告の徴収で、輸出入のところなんですけ

れども、16のところで、輸出しようとするときは、核燃料物質を積載しようとする日あるいは17で、輸入しようとするときは、核燃料物質を輸入しようとする日と書かれているんですが、実際の輸出、輸入の実施計画報告書では、積載しようとする日の輸出日と書かれているんですよ。その「輸出」をあえて「積載」と書かれたのは、何か意図があるのかと思いまして質問させていただきます。

○寺崎保障措置室長 私からお答えさせていただきます。

これは、実は48条第16項につきましては、日・IAEA保障措置協定の記載を踏まえて、それを反映した形になります。

ですので、特に大きなキャスクに入れて運ぶ場合は、封印をつけるかどうかというのがIAEAはございますので、例えば輸出する日にしてしまうと、それはもう封印がつけられないで、間に合わなくなってしまうので、積載する日の、ちょっと今手元にはないんですが、事前に、一定程度の期間の前までに出す、IAEAにその旨を報告することによって、IAEAは積載日に封印をつけるかどうか等の、要は検認活動を行うようなことを行う可能性がありますので、協定の記載ぶりをそのまま反映したということになります。ですので、ここについては積載という表現を使っています。

○質問者B 分かりました。たまたま非原子力利用国際規制物資輸出入者に新しくなる方がこれを見たときに、ちょっとその辺の雰囲気に分からなくて、KLOFでJLOFになったときに、何だろうというふうに思うかと思ったので、ちょっと確認しました。

以上です。

○株木総括補佐 ありがとうございます。

そのほかに会場のほうで質問がある方。

次に、お願いします。

○質問者C 原子力機構本部の竹田です。御説明ありがとうございました。

48条の13項、それと、鑑（かがみ）、計量管理規定の3点について御質問させていただきます。

まず、一つ目ですけれども、48条の13項、いわゆる操業・受払・実在庫確認計画についてなんですが、こちらが、13項のほうが今までであったものの操業計画との合本したものというふうに認識しているんですが、新たに14項、15項ということが追加されまして、それぞれの関係性なんですけれども、13項については、全ての受払いの計画を載せて、その中から14項、15項に該当するものをさらに追加で、14項、15項で報告するという理解でいいのか。それか、

それぞれ別というパラレルな形で報告するのか、そこについて一つ教えてください。

○呉屋査察専門職 保障措置室、呉屋でございます。

先ほどの前段の想定をイメージしてしまして、第13項で操業・受払計画の中に輸出入などを書かれると思いますけれども、そのうち、カナダ国籍であれば、再処理目的の第三国移転、オーストラリア国籍であれば、再処理に限りませんけれども、その第三国移転については、次の14、15項で、様式13によって提出いただくことになるということでございます。なので、重複はしてしまう可能性はあります。

それは、IAEA向けと二国間協定向けで、別の様式になっているからということですが、そこも改善したほうがいいということであれば、パブリックコメントで御意見をいただければと思います。

○質問者C ありがとうございます。

そこに関連しまして、今回13項、報告番号の連番がなくなるということなんですけれども、仮に報告がないときには、今までどおり、A報告という形で報告が必要になるという理解でよろしいでしょうか。

○呉屋査察専門職 保障措置室、呉屋でございます。

様式12の操業計画・受払計画につきましては、A報告は必要でございます。

しかしながら、様式13につきましては、これは第三国移転が発生する場合、しかも、カナダ国籍の第三国移転とオーストラリア国籍の第三国移転ですので、従前よりは大幅変更報告なども含めて、分量は減るものと認識しております。

○質問者C ありがとうございます。

二つ目ですけれども、48条の報告書の鑑（かがみ）についてなんですけれども、先ほど御紹介いただいた53ページですね。

我々、原子力機構のほうは、年間1,000件近い法令報告を行っておりまして、こちらのほうを原子力規制委員会のほうで初めて知りまして、施行まで5か月程度ということになるんですけれども、やはり数も多いということで、システムを使って作成しておりまして、その鑑（かがみ）につきましては、例えば通常の鑑（かがみ）じゃないほうの、いわゆる計量の内容が書いてある部分ではない部分にもなりますので、ここら辺は、例えば移行期間ですかね、システムで対応というのがさすがに間に合わないという状況ですので、移行期間とかというのは設けていただくことというのは、そこら辺は検討の余地はあるんでしょうか。

○寺崎保障措置室長 そちらについては、意見として出していただいて、その上で判断して

いく形になるかと思いますので、より具体的に理由とかを書いていただければというふうに思います。

○質問者C 分かりました。ありがとうございます。

すみません。よろしいですか。最後ですけれども、計量管理規定につきましては、先ほど御説明で条ずれの件がございました。

それ以外に、我々の計量管理規定の中に、報告書の名称とかも上がっています。ですので、報告書の名前が変わるとか、なくなるとか、例えばもしかしたら新たに追加とか、そういうような部分、いわゆる今回の改正の部分については、全て直近というか、必ずしも10月1日までにこの申請、認可をいただかなくてもいいという理解でよろしいでしょうか。

○寺崎保障措置室長 はい。そこもおっしゃるとおりで、まずは、10月1日までに全てをやるという必要はありません。

ただ、いつまでに、先ほど条ずれについてはというお話ししましたが、確かに特にその義務が追加している者等については、しかるべきタイミングというのが出てくるかと思いますので、そこは意見としても、その辺の留意点みたいなを出しつつ、出していただければと思います。

その上で、タイミングについては意見を踏まえて検討したいと思いますが、10月1日に全てを揃えていないと駄目ですという形が現実的ではないと思われるので、そこはちゃんと意見を踏まえて、適切な判断をしていきたいと思います。

○質問者C ありがとうございます。すみません。こちらは原子力機構個別の問題になっていまして、今、組織改正を控えていて、関係する拠点の変更認可申請をさせていただいています。

そちらのほうの認可が、いわゆる保安規定とかPP規定とかと合わせて、足並みをそろえているような状況になっていますので、そちらのほうの認可を待っていますと、10月1日には恐らく申請そのものが間に合わないということになるという、そういう心配をしております。こちらについては個別に御相談させていただくというほうがよろしいでしょうか。

○寺崎保障措置室長 はい。個別の相談について、我々、常にウィンドウを開いていますので、もうとにかくどんな相談でも、質問でもしていただければと思います。

パブリックコメントについては、これはもう正式なコメントになりますので、ここも遠慮なく、実情を踏まえた意見というのはぜひ入れていただければ、あらゆる形で我々は窓口を開けていますので、特に質問、御相談等はしていただければと思います。ですので、使い分

けていただきながら、最適な形でやっていただければというふうに思います。

○質問者C はい。ありがとうございました。

以上です。

○株木総括補佐 ありがとうございました。

それでは、会場のほうはもうよろしいでしょうか。

それでは、次に、Webexで御参加の方の中から質問がありましたら、チャット機能を御利用していただいて、質問をお願いします。

それでは、チャットのほうで質問がございましたので、私のほうが代読したいと思います。

日本原燃濃縮事業部の中村様から御質問をいただいております。

国規則に従った報告書の作成の際、具体的な書き方については、核物質管理センター発行の記載要領を参照しております。計量報告書、サイト内建物報告書の記載要領は、今回の法令改正に合わせて、それぞれ改正する予定はありますでしょうかという質問をいただきました。

○寺崎保障措置室長 保障措置室の寺崎です。

結論から申し上げますと、ここは分かりません。国の事業としてやっているわけでは、たしか、ないかと思えますので、ちょっと定かではありませんが、いずれにせよ、今現時点で、そのような話は聞いてございません。

○株木総括補佐 続きまして、電源開発、村上様からです。

様式12操業・受払・実在庫確認計画に関する質問です。計量管理責任者の氏名の欄が追加となっていますが、計量管理責任者がまだ選任していない場合、どのように記載すればよろしいでしょうか。計量管理責任者は計量管理規定に従い、選任すると認識しておりますが、弊社、大間原子力発電所はまだ燃料を搬入しておらず、計量管理規定も認可されていないことから、計量管理責任者はまだ選任しておりませんという質問です。

○呉屋査察専門職 保障措置室、呉屋でございます。

大間原子力発電所につきましては、御指摘のとおり、選任されていらっしゃる、計量管理規定の認可はまだでございますので、現在、(IAEAに対する本報告として) 操業・受払計画等報告書を出されていないかと思えます。

ですので、計量管理規定の認可がされたときに、記載すべき事項、報告すべき事項は定まると思えますので、そのタイミングで提出されることになるかと認識しております。(※正しくは改正後の国規則第48条第13項に基づいて、初めて核燃料物質を受入れる期間(半期)の

初日の1か月前までに操業計画・受払計画等報告書を提出する必要があり、提出時点で計量管理責任者が選任されていない場合は、記載しなくても良い)

○株木総括補佐 続きまして、日本原電、小川様からいただいております。

管理アクセスについて、CAの通知後に工事等が実施中に立入れない場所があることが発覚した場合、変更の報告をしていないということで、法令違反になるのでしょうかという御質問です。

○寺崎保障措置室長 保障措置室の寺崎です。

ちょっと難しい質問なんですけれども、まず、今回の改正というのは、まず前提として、サイト報告書というものがございます。サイト報告書に、マネージドアクセスを希望する場合は書いていただき、それに変更がある場合は、変更をしてくださいというのが趣旨でございまして、ですので、一義的には、まずそこに該当するのかどうかというところがあります。

マネージドアクセスを行いたい場合は、ある意味、事業者の権利としてそれを、協定上は国の権利として、IAEAに対して示すことが、要請することができますので、今回のケースは、ケース・バイ・ケースですけれども、報告をしていないということイコール法令違反だという一義的な結論というのは、なかなか状況次第では、ならないんじゃないかなという気はします。ただ、状況を見てみないと分からないんですけれども。

いずれにせよ、今回の趣旨というのは、委員会でも申し上げましたが、報告していなかったら罰則するぞ、だから、しっかりやれよではなくて、あくまでもこれをやることによって、事業者と国全体にとってもメリットがありますし、よりIAEAへのアクセスが適切なタイミングで、適切な場所にできるようになる。そのための国の保障措置制度全体の、ある意味、向上のために改正しているので、違反を絶対するなよという趣旨ではないということで御理解いただければと思います。

ちょっと曖昧な表現になってしまうので、本当にしゃくし定規にやってしまうと、法令に書いてあることを守れませんでした。では違反です、なんです、趣旨としては、そういうことではございませんので、そこを御理解いただければというふうに思います。

○株木総括補佐 ありがとうございます。

そのほかにもたくさん質問をいただいておりますが、こちらのほうに関しては、また必要に応じて、パブコメ等に入れていただければと思います。

ちょっとお待ちください。

失礼しました。まだ少し時間が取れそうなので、残りの質問のほうの対応をしたいと思い

ます。

東京都市大学原子力研究所の内山様からの質問です。

スライド27ページにおきまして、新様式の初回の提出は12月1日とありますが、最後から2ページ目には令和7年1月中の提出とありますが、どちらが正しいのでしょうか。

○呉屋査察専門職 保障措置室、呉屋でございます。

55ページの管理報告書は、核燃料物質管理報告書と核原料物管理報告書でございます、これは半期が終わった後、1か月以内に提出するものでございますので、これは令和7年1月中でございます。

一方、27ページの報告書というのは、操業・受払・実在庫確認計画でございます、これはあらかじめ1か月前に出さないといけないものですので、これは令和6年12月1日までは出していただかないといけないということになります。

○株木総括補佐 続きまして、中部有泉様。

スライド45ページ、核原料物質の記録ですが、法57条の7の核原料物質使用者ではない者も対象でしょうか。

○呉屋査察専門職 法第57条の7（第1項）の核原料物質を使用する者の対象でなければ、そこは対象にならないということになります。（※正しくは法第57条の7第1項各号に該当する場合であっても、国際規制物資である核原料物質を使用する者並びに廃棄事業者は、対象）

○株木総括補佐 続きまして、日本原電、小川様からです。

サイトの定義について。今日の説明内容にはありませんでしたが、サイト境界の定め方に関する記載がなくなっていたと思います。別途どこかで明示されるでしょうか。

○寺崎保障措置室長 保障措置室の寺崎です。

今回、改正に伴いまして、協定を参照する形に変更しております。ですので、定義がそちらの協定のほうに帰着することになります。詳細な記載が削除されておりますが、趣旨が変わったということではありません。

一方で、今後、今のところ明示する予定はありません。なぜなら新しい定義は、協定に基づく定義となっているからです。これは、細かい明示がされていても、いなくても、基本的には帰着するところはどこかという、日・IAEA保障措置協定及び追加議定書に基づくサイトの定義になりますので、今までと何ら変わらないという形になります。

ですので、開示する予定はございませんが、もし意見等がありましたら、それはパブコメ

を通じて、意見を提出していただければというふうに思います。

以上です。

○株木総括補佐 続きまして、東北電力女川原子力発電所、後藤様からです。

スライドページ29の様式12について、二国間原子力協定に基づく部分が削除、グレイアウトされておりますが、従来の様式のまま使用する（項目のみ残っている状態）ことは可能でしょうか。説明資料にあるように、空欄に修正する必要がある場合、社内システムの変更が必要であるため、確認させていただきましたということです。

○呉屋査察専門職 保障措置室、呉屋でございます。

操業計画・核燃料物質受払計画等報告書の様式につきましては、グレイハッチングされているところは従前の受払計画等報告書から引き継いでいますので、内容を充実いただく分には差し支えございません。データの行番号も変えておりませんので、システムへの影響は、ほばないかと考えております。

○株木総括補佐 続きまして、日本原子力発電東海第二発電所、櫻井様からです。

受払計画については、提出後に実在庫確認の日程が変更になった場合も、基本的に再提出は不要という認識でよいでしょうか。従前は、IAEA査察が上期から下期に変更になった場合などは、実在庫確認の日程変更で受払計画を再提出しておりましたということです。

○呉屋査察専門職 保障措置室、呉屋でございます。

操業計画等受払計画報告書につきましては、変更の再提出は不要になってございます。ただし、その報告期間が始まる前に大幅な変更があるということでしたら、そこは保障措置室や核物質管理センターに御相談いただければと思います。

○株木総括補佐 ありがとうございます。

予定していた時間が過ぎました。本日の議題は以上となります。

これで、国際規制物資の使用等に関する規則等の改正案に関する説明会を終了いたします。

本日は、お忙しいところ、御参加いただき、ありがとうございました。

○寺崎保障措置室長 どうもありがとうございました。よろしくお願いいたします。